

## 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」特集

本号では、第1号でも簡単にご紹介した「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」がどのような制度か、より詳しく説明します。

### Q1 このガイドラインは、どのような制度ですか。

→ このガイドラインは今回の地震の影響で、債務を弁済できなくなったか、近い将来弁済できなくなることが確実と見込まれる場合に、債務の免除・減少を申し出ることができる制度です。

### Q2 この制度を利用するメリットは、何ですか。

→ 通常の債務整理や破産手続等と比べて、この制度を利用するメリットは、次の3点です。

- ① いわゆるブラックリストに載りません。
- ② 破産手続と比べて、より多くの財産を手元に残すことができます。
- ③ 原則として、保証人等への支払い請求はされません。

### Q3 この手続は、どのような流れですすむのでしょうか。また、どれくらい期間がかかるのでしょうか。

→ 手続の流れは、次のとおりです。

- ① まずは、借入額が一番大きい金融機関に、この手続を利用したいと申し出てください。
  - ② その金融機関から、この手続を利用することの同意書もらったら、札幌弁護士会(札幌弁護士会館2階)に、この同意書と「登録支援専門家委嘱依頼書」を提出してください(この委嘱依頼書は、札幌弁護士会ホームページからダウンロードできます。また、札幌弁護士会館の2階にも置いてあります)。
  - ③ 登録支援専門家の弁護士(この手続をサポートする弁護士です。弁護士費用の負担はありません。)が選ばれますので、その弁護士の支援を受け、金融機関に債務整理の申出を行います。
  - ④ 金融機関と話し合い、調停条項案を原則3か月以内に金融機関に提出します。その後、1か月以内に金融機関から同意するかしないかの返事があります。
  - ⑤ 金融機関の同意が得られたら、簡易裁判所の特定調停の手続きにより、調停を成立させます。
- 以上で手続きは終了です。①から⑤まで、早くても 6か月程度 はかかります。

### Q4 私は、事業者なのですが、ガイドラインを使えますか。

→ このガイドラインは、個人のみを対象としています。ですので、個人事業主であれば、ガイドラインを利用できます。

(裏面に続きます)

**Q5 地震の前からローンを滞納していたのですが、ガイドラインを使えますか。**

→ このガイドラインは、震災の影響でローンの返済が困難になった人のための制度です。ですので、震災の前からローンの滞納が続き、一括返済を求められていたような場合は、ガイドラインを利用できません。もっとも、そのような場合でも、ローンの債権者の同意があれば利用できます。

**Q6 収入や財産が多い場合、ガイドラインは使えないのですか。**

→ このガイドラインは、災害により債務を弁済できなくなったか、近い将来弁済できなくなることが確実と見込まれることが条件となっています。

そのため、資産が、負債の額をはるかに超える場合や、年収がとても多い場合、年収と比べて年間のローン返済額がとても少ない場合には、利用できないことがあります。詳しくは、弁護士に聞いてみてください。

**Q7 この手続きの利用中は、ローン返済はどうなるのですか。**

→ このガイドラインでは、登録支援専門家の支援を受け、債務整理の申出(Q3の③の手続)をしたときに、ローンの返済が一時停止(ストップ)します。金融機関にガイドラインを使いたいと申し出ただけでは(Q3の①の手続)、ローン返済はストップしません。そのため、ストップするまでの間は返済を続けなければ、銀行から一括返済を求められたり、担保権を実行されたりこともあります。もっとも、金融機関が任意にローンの支払い猶予に応じてくれる場合もありますので、金融機関に相談してみてください。

**Q8 リスケジュールや一部返済をしてしまったのですが、ガイドラインを利用できますか。**

→ リスケジュール(返済額、返済期間の変更)や一部返済をしてもガイドラインの利用ができる場合もあれば、ガイドラインの利用が難しくなる場合もあります。事前に弁護士にご相談ください。

**Q9 新たな住宅ローンを借り入れてしまったのですが、ガイドラインを利用できますか。**

→ 原則として、ガイドラインを利用することはできません。そのため、住宅ローンやリフォームローン等、新たな借り入れは慎重にご検討ください。

**Q10 ガイドラインを利用しても、自宅を残して、住み続けることはできますか。**

→ 不動産鑑定士に自宅の公正な価格を評価してもらい、その金額を債権者に弁済することを条件に、自宅を残す方法もあります。

**Q11 金融機関に、同意をしてもらえなかったのですが、どうしたらよいですか。**

→ ガイドライン利用の申出を受けた金融機関は、原則として同意しなければなりません。もし、同意してもらえなかったのであれば、金融機関の苦情相談受付か、弁護士にご相談ください。

**Q12 もう少し詳しく知りたい場合は、どうしたらよいですか。**

→ ご不明な点等がございましたら、お気軽に弁護士にご相談ください。

10月の無料面談相談会、無料法律相談ダイヤルにつきましては、本ニュース第4号・第5号をご覧ください。

最新の情報は、札幌弁護士会ホームページ (<https://www.satsuben.or.jp/>) の

「北海道胆振東部地震で被災された方へ」にも掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

札幌弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。  
なお、本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。